

種別	規則・手順	管轄	安全委員会	担当	管理・業務部 職員・企画担当
----	-------	----	-------	----	----------------

安全委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 安全管理要綱第6条に基づき、埼玉県総合リハビリテーションセンター安全委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) センター長
- (2) 副センター長兼病院長
- (3) 事務局長
- (4) 福祉局長
- (5) 医療局長
- (6) 管理・業務部長
- (7) 支援部長
- (8) 診療部長
- (9) 歯科診療部長
- (10) リハビリテーション部技師長
- (11) 看護部長
- (12) 職員・企画担当課長
- (13) 健康増進担当部長
- (14) 医療安全管理推進室長
- (15) 医療安全管理者

2 空席の職については、当該職の次席の者を構成員とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、センター長とする。

- 2 副委員長は、副センター長兼病院長、事務局長、福祉局長及び医療局長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副センター長兼病院長、事務局長、福祉局長、医療局長の順にこれを代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、センター全体に関わる安全管理について審議する必要がある場合に委員長が招集する。

3 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、管理・業務部職員・企画担当が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 5月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年11月 1日から施行する。